

山口県報

令和8年
6月19日
(金曜日)

目次

- 公告
令和八年度毒物劇物取扱者試験の実施(業務課).....
- 公安委告示
警備員等の検定の実施.....
- 雑報
免許関係事務の委託(三件).....
- 令和七年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨.....
- (二六五) 令和八年度毒物劇物取扱者試験の実施
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号) 第八条第一項第三号の毒物劇物
取扱者試験を次のとおり実施します。
令和八年六月十九日
- 山口県知事 村岡 嗣 政
- 一 試験の日時
令和八年十一月十七日(火曜日) 午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
Y M f g 維新セミナーパーク
- 三 受験願書の受付期間



令和八年八月五日(水曜日)から同月十九日(水曜日)まで(郵送の場合は、八月十九日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書の提出先
最寄りの保健所(山口県防府保健所を除く。)又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一) 山口県健康福祉部薬務課に提出すること。
なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)
- (三) 電算入力票

六 受験手数料

一万千六百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、令和八年十二月十七日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部薬務課のホームページに掲載する。
- (二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県健康福祉部薬務課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

八 その他

- (一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所(山口県防府保健所を除く。)又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三〇一八)にすること。



山口県公安委員会告示第十三号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和八年六月十九日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員種別 級 受検定員
交通誘導警備業務 一級 三十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所
(一) 学科試験
日時 令和八年十月二日（金曜日）の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部
- (二) 実技試験
日時 令和八年十月十七日（土曜日）
場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校
- 三 受検資格
詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。
山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であつて、次のいずれかに該当する者であること。
(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 四 検定申請書の受付期間及び時間
令和八年七月二十七日（月曜日）から同月三十一日（金曜日）までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
 - (二) 添付書類
 - 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
 - 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
 - 3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
 - 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚
 - 七 受検手数料
一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
 - 八 受検票の交付
検定申請書を提出した警察署において交付する。
 - 九 その他
 - (一) 警笛は、受検当日各自持参すること。
 - (二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
 - (三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇）にすること。
- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

交通誘導警備業務 二級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和八年十月二日(金曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 令和八年十月二十四日(土曜日)

場 所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和八年七月二十七日(月曜日)から同月三十一日(金曜日)までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この

収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

山口県公安委員会告示第十四号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百八条第一項の規定により、次のとおり免許関係事務を委託した。

令和八年六月十九日

山口県公安委員会

一 受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

一般財団法人山口県交通安全協会 山口市小郡下郷三五六〇の二 村田 常雄

二 免許関係事務の内容

(一) 限定解除審査申請に係る事務

(二) 運転免許条件申請に係る事務

(三) 運転免許証(以下「免許証」という。)の電磁的方法による記録に係る事務

(四) 免許証の記載事項変更届出に係る事務

(五) 免許証の再交付申請に係る事務

(六) 免許証又は免許情報記録の更新申請に係る事務

(七) 運転経歴証明書又は運転経歴情報記録の交付申請に係る事務

(八) 免許証及び国外運転免許証の返納に係る事務

(九) その他免許事務に必要な事項

三 免許関係事務を処理する場所

名称	所在地
周南運転免許センター	周南市毛利町二丁目三八 山口県周南総合庁舎四階
萩運転免許センター	萩市大字椿三五三七の三
岩国警察署	岩国市麻里布町六丁目一五番二〇号
広瀬幹部交番	〃 錦町広瀬五三の八
柳井警察署	柳井市南町二丁目四番一八号
周防大島幹部交番	大島郡周防大島町大字久賀五〇六六の八
光警察署	光市中央二丁目一番一四号
防府警察署	防府市駅南町七番二二号
山口警察署	山口市吉敷下東四丁目一七番一〇号
阿東幹部交番	〃 阿東生雲西分二〇四四の一
宇部警察署	宇部市常藤町三番一号
山陽小野田警察署	山陽小野田市日の出二丁目六番一〇号
厚狭幹部交番	〃 大字厚狭九四六の一
小串警察署	下関市豊浦町大字小串一九一の一
美祢警察署	美祢市大領町東分三二二
長門警察署	長門市東深川七七七
萩警察署	萩市大字土原四七六の一
江崎幹部交番	〃 大字下田万一二五四の一

下関警察署	下関市細江町二丁目三番八号
長府警察署	〃 長府才川一丁目四四番四五号
豊田幹部交番	〃 豊田町大字殿敷一八九三の八

四 委託の期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間

山口県公安委員会告示第十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条第一項の規定により、次のとおり免許関係事務を委託した。

令和八年六月十九日

山口県公安委員会

- 一 受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- | | | | | | | | |
|---|-----------------|---|---|--------------------|---|--------|-------|
| 名 | 株式会社ヒューマン・クリエイト | 称 | 住 | 福岡市博多区博多駅前二丁目二〇番一号 | 所 | 代表者の氏名 | 片山 正之 |
|---|-----------------|---|---|--------------------|---|--------|-------|
- 二 免許関係事務の内容
- (一) 運転免許証（以下「免許証」という。）の交付に係る事務
 - (二) 免許証の電磁的方法による記録に係る事務
 - (三) 免許証の記載事項変更届出に係る事務
 - (四) 免許証の再交付に係る事務
 - (五) 免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の更新申請に係る事務
 - (六) 免許証及び国外免許証の返納に係る事務
 - (七) 国外免許証の交付申請に係る事務
 - (八) 免許証等の更新連絡書等の作成送付に係る事務
 - (九) その他免許事務に必要な事項
- 三 免許関係事務を処理する場所
- 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 四 委託の期間
- 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間

山口県公安委員会告示第十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条第一項の規定により、次のとおり免許関係事務を委託した。

令和八年六月十九日

山口県公安委員会

一 受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
有限会社大島自動車センター	大島郡周防大島町大字久賀一〇〇	吉村 基
岩国自動車関係業者協同組合	岩国市錦見七丁目一番四〇号	伊達 明彦
株式会社柳井自動車学校	柳井市柳井一六九七の二	松村 勝也
光興産株式会社	光市大字立野八四三	吉原 則行
株式会社下松自動車学校	下松市大字切山二九六の二	友田 裕
株式会社周南自動車センター	周南市築港町一〇番一〇号	近間 純栄
株式会社トモタ	新田二丁目六番一号	友田 裕
株式会社山口県高等自動車学校	山口市朝倉町二番三号	大隅 洋三
一般財団法人山口県交通安全協会	小郡下郷三五六〇の二	村田 常雄
有限会社山口そうごう自動車学校	小郡津市六番四六号	田中 秀明
株式会社湯田自動車学校	葵二丁目四番五五号	辻野 英通
株式会社山口県小郡自動車学校	小郡津市六番四五号	田中 秀明
学校法人宇部学園	宇部市西琴芝二丁目二番一八号	二木 寛夫
三和企業株式会社	大字妻崎開作二〇二五の三	前田 勲
株式会社厚狭自動車運転技術振興会	山陽小野田市大字鴨庄六九の一	名和田貴文
株式会社一二	福岡県豊前市大字松江一三八の一	小森 敏弘
株式会社山陽自動車学校	一 下関市長府高場町一番一号	末永 正純
学校法人早稲学園	〃 上田中町八丁目三番一号	古田 圭一
学校法人長門高等学校	長門市東深川一六二一	村田 勇吉
一般財団法人萩交通安全事業普及協会	萩市大字江向四六の一	中谷 伸

二 免許関係事務の内容

- (一) 仮運転免許試験に係る事務（試験の結果の判定に係る事務を除く。）
- (二) 仮運転免許証の作成及び交付に係る事務

- (三) 仮運転免許証の記載事項変更届出に係る事務
- (四) 仮運転免許証の再交付申請に係る事務
- 三 免許関係事務を処理する場所

名 称	所 在 地
大島自動車学校	大島郡周防大島町大字久賀一〇〇七
岩国自動車学校	岩国市錦見七丁目一番四〇号
山口県柳井自動車学校	柳井市柳井一六九七の二
山口県玖西自動車学校	岩国市周東町上久原一一の二
光自動車学校	光市大字立野八四三
山口県下松自動車学校	下松市大字切山二九六の二
山口県周南自動車学校	周南市大字栗屋一〇四一の二
山口県南陽自動車学校	〃 新田二丁目六番一号
山口県高等自動車学校	防府市大字浜方五八
山口県宇部自動車学校	宇部市大字沖宇部一
山口県下関自動車学校	下関市後田町四丁目一六番一号
山口そうごう自動車学校	山口市大内千坊六丁目八番一〇号
山口県湯田自動車学校	〃 葵二丁目四番五五号
山口県小郡自動車学校	〃 小郡津市六番四五号
宇部中央自動車学校	宇部市西琴芝二丁目八番三二号
西日本自動車学校	〃 大字妻崎開作九三四の一

山口県厚狭自動車学校	山陽小野田市大字鴨庄六九の一
アイルモータースクール下関	下関市菊川町大字吉賀一五八八
山陽自動車学校	〃 長府高場町一番一号
早鞆自動車学校	〃 安岡本町三丁目二〇番一号
長門自動車学校	長門市東深川一一八八の一七
山口県萩自動車学校	萩市大字江向四六の一

四 委託の期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間



令和七年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第二十二条第三項の規定により、令和七年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

令和八年六月十九日

山口県市町村職員共済組合理事長 井原 健太郎

損益計算書の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	収 入			
						負 担 金	掛金・任意継続掛金	施設収入・商品売上	連 合 会 交 付 金
	6,952,176	14,128,492	755,008	104,760		222,741	246,920		
	6,981,725	9,182,561	754,996			91,427	242,438	179,873	
									59

入		利息及び配当金	3,282				6,173	1,065	2,450	232	547,310	
		その他収入	679,099					4,382	18,403	3,538	39,883	10,446
		他経理から繰入金						42,755		49,265		
		前年度繰越支払準備金	1,214,701									
計			15,830,983	23,311,053	1,510,004	104,760	6,173	362,370	511,476	232,908	587,193	10,505
		給付・一部負担金払戻金	7,975,426									
		役員報酬・職員給与						166,700	31,130	75,251	17,256	8,862
		旅費・事務費						28,500	3,868	822	1,593	829
		商品仕入								494		
		飲食材料費								44,798		
		委託費・委託管理費						7,769	13,740	27,732	2,394	2,223
		支払利息	104				6,173				448,092	6,114
		前期高齢者納付金	804,319									
		後期高齢者支援金	2,668,393									
		老人保健拠出金										
		退職者給付拠出金										
		介護納付金	1,302,093									
		連合会払込金	158,305									
		連合会拠出金	736,413									
支												

負担金払込金		14,128,492	755,008	104,760																	
掛金払込金			9,182,561	754,996																	
その他支出		9,213																			
雑損																					
他経理へ繰入金		42,755																			
次年度繰越支払準備金		1,241,345																			
計		14,938,366	23,311,053	1,510,004	104,760	6,173	366,060	460,950	268,381	505,698	22,605										
当期利益金又は当期損失金(△)		892,617					△ 3,690	50,526	△ 35,473	81,495	△ 12,100										

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区	分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	負 債		純 資 産		
												流 動 資 産	固 定 資 産	資 産 合 計	流 動 負 債	固 定 負 債
	流 動 資 産	2,652,976	1,419,008	94,843	607	5,237	362,948	883,767	162,040	4,454,096	44,410					
	固 定 資 産					650,000	41,286	11,782	394,698	42,080,611	865,099					
	資 産 合 計	2,652,976	1,419,008	94,843	607	655,237	404,234	895,549	556,738	46,534,707	909,509					
	流 動 負 債	117,403	1,419,008	94,843	607		10,614	133,028	15,730	42,974,412	61					
	固 定 負 債	1,241,344				655,237	202,755	49,116	65,483	21,973	677,999					
	負 債 合 計	1,358,747	1,419,008	94,843	607	655,237	213,369	182,144	81,213	42,996,385	678,060					
	資 本 剰 余 金						52,183	25,350	798,385							
	利 益 剰 余 金	1,294,229					138,682	688,055		3,538,322	231,449					
	欠 損 金								322,860							

純資産合計	1,294,229																			
負債・純資産合計	2,652,976	1,419,008	94,843	607	655,237	404,234	190,865	713,405	895,549	475,525	556,738	3,538,322	46,534,707	231,449	909,509					

令和八年六月十九日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁